

自家調剤における制限事項一覧表

【別 表】

(○は請求可、×は請求不可)

調剤報酬の内訳		事業主及び従業員及び薬事従事者の自営(勤務)薬局での調剤 (本店、支店間における調剤を含む)	本 人	家 族
請 求 項 目	調 剤 技 術 料	調剤基本料 (1・2・3)	○	○
		特別調剤基本料 (A・B)	○	○
		分割調剤	×	×
		地域支援・医薬品供給対応体制加算 (1・2・3・4・5)	○	○
		連携強化加算	○	○
		バイオ後続品調剤体制加算	○	○
		在宅薬学総合体制加算 (1・2)	×	×
		電子的調剤情報連携体制整備加算	○	○
		薬剤調製料 (内服・屯服・浸煎・湯薬・注射・外用・内服用滴剤)	×	×
		無菌製剤処理加算	×	×
		麻薬等加算 (麻薬・向精神薬・覚せい剤原料・毒薬)	×	×
		自家製剤加算	×	×
		計量混合調剤加算	×	×
		時間外・深夜・休日加算	×	×
	薬 学 管 理 料 【全項目請求不可】		×	×
	薬 剤 料		○	○
	特定保険医療材料		○	○
	その他 (調剤ベースアップ評価料・調剤物価対応料)		○	○

(令和8年6月時点：朱字＝新設)

注) 事業主、従業員及び薬事従事者、家族とも本支店関係(同一開設者等)にある薬局での調剤は自家調剤扱いとなります。



ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。